

大学入学資格の一部改正に関する答申等

- ◆中央教育審議会 大学分科会 将来構想部会 制度・教育改革ワーキンググループ 審議まとめ（平成 30 年 9 月）

2. 留学生交流の推進

(2) 課題

- 日本の大学等への入学を希望する留学生や帰国子女の受入れを推進していく上で、法令上の大学入学資格が障害となり、受入れを諦めざるを得ない事例がある。

(3) 制度改正等の方向性

- 18 歳にならないと大学入学資格が認められない年齢要件の一部撤廃や、外国における 12 年未満の高校相当の教育課程の追加指定を推進するなど、大学入学資格の一部を見直す。

- ◆2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）（平成 30 年 11 月 26 日）

Ⅱ. 教育研究体制 —多様性と柔軟性の確保—

1. 多様な学生

（留学生交流の推進等）

多様な価値観や異文化を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨するキャンパスの実現のためには、留学生の受入れに特化した教育プログラムから脱却し、日本人学生・留学生・社会人学生等が共に学ぶことのできる教育プログラムを提供していくことが重要である。加えて、優秀な留学生の、学部段階での受入れや多様な国・地域からの受入れを推進することが求められる。

<具体的な方策>

- 18 歳にならないと大学入学資格が認められない年齢要件の一部撤廃や、外国における 12 年未満の高等学校相当の教育課程の追加指定を推進するなど、大学入学資格の一部を見直す。